

令和7年度 八幡市障がい者地域生活支援協議会第2回全体会 議事録

1. 日時 : 令和7年11月27日（木曜）13時30分開始
 2. 会場 : 八幡市役所会議室5-1
 3. 協議事項：
 - ・地域生活支援拠点の報告について
 - ・各専門部会の報告について
 - ・令和6年度報酬改定の影響について
 - ・支援者不足について
 - ・連絡事項・その他
 4. 参加委員：20名
-

1. 開会
2. 課長挨拶（代読）
3. 資料の確認
4. 地域生活支援拠点の報告について

事務局

地域生活支援拠点とは、障がい児、者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図り障がい児者の生活を地域全体で支える体制をつくるものです。相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会、場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能があります。

八幡市には、3か所の地域生活支援拠点がございます。各拠点の役割や実績、傾向等について各拠点よりご説明いただきます。

近岡委員（障がい者生活支援センター803）

相談については、3名体制で相談業務を実施しています。相談件数は、令和6年度

は4,709件、令和7年度上半期の4月から9月までは1,671件です。精神障がい者に関する相談が年々増加しており、内容としては生活面、就労面、人間関係、家族関係が多くなっています。精神障がい分野の専門性強化が今後の課題と考えています。未就学児の医療的ケアに関する相談も増加しており、早期支援のために関係機関と連携を図っています。

緊急時の受け入れ対応については、専任専従職員の不在が続き柔軟な対応が難しい状況になっております。令和6年度は1名受け入れました。専任職員の確保、緊急対応マニュアルの整備、バックアップ体制構築が今後の課題と考えています。

体験の機会・場については、他の事業所と連携をしながらグループホーム・短期入所の体験支援を実施しているが、職員体制の制約等で時間を要する場合があります。他法人との連携強化等で体験先の拡充に努めていきたいと考えています。

専門的人材の確保・養成については、令和6年度に医療的ケアコーディネーターの養成研修を修了した職員を1名配置し、医療的ケア児の支援、対応力向上を図っています。各分野における研修参加を促進しながら、地域の支援ニーズに応じた専門的人材の確保・養成が今後の課題と考えています。

地域の体制づくりについては、各専門部会の事務局として、障がい福祉課と連携しながら部会運営を行っております。教育分野との連携では八幡支援学校の進路相談に出席し、学校と地域の橋渡しを担っております。障害者就業・生活支援センター協力のもと出張相談を支援センター803で実施し、就業面と生活面から包括的な支援を実施しています。また、今年度より成年後見制度の利用促進として、一次相談窓口を担っており、周知や職員の専門的知識の面で課題はありますが、1件の相談対応を実施しています。令和6年度から民生委員への研修を実施しています。

福井氏（地域生活支援センター らいふサポートれい）

相談については、3名体制で実施しています。相談件数は、令和6年度は11件で、7年度の上半期は8件です。相談に来られる大半が精神障がいの方であり、身体障がい、知的障がいの方からの相談は少ないです。精神障がいの方の人数は、厚労省の統計では、2016年は392万人、2020年は614万人と増加傾向にあります。経済的な制約や社会での生活のしづらさも要因にあると考えています。

体験の機会・場については、法人内のグループホームで体験利用を実施しており、6年度に体験された方が利用に繋がり、その後ステップアップで一人暮らしをしてみたいと相談があり、自立に向けた社会的な機能を果たせていると思っています。

緊急の受け入れ対応については、体制は取っているが対応ケースはありませんでした。

専門的人材の確保・育成については、社内・社外の研修を定期的に行い、相談支援のスキル向上、障がいの理解、障がい特性について学んでいます。

地域の体制づくりについては、毎年地域の祭り等に参加し地域交流を図ったり、地域生活支援協議会に参加しています。

河野氏（相談支援事業所 Tomari）

相談については、令和7年10月現在、計画相談が実人数314件、未就学児が111件、就学児が188件、成人が15件となっており、児童が中心となっています。一般相談は、月5～7件の新規相談があります。保護者自身が障がい者手帳を持たれているケースや、家庭児童相談室と連携しながら支援を行っているケースもあります。併設している児童発達支援センターと連携しながら、年2回通っている方の保護者を対象に制度等の説明会を行っています。

緊急時の受入れ対応については、市から要請があったケースで、令和6年度は3件、令和7年度は1件ありました。法人内のグループホームには短期入所を併設しており、緊急時の受入れも行っています。

体験の機会・場については、保育士実習の受け入れ、支援学校の実習生受け入れをしています。

地域の体制づくりについては、児童発達支援センターと相談事業所が中心となり、八幡市こども支援ネットワークを立ち上げ、途切れない支援を目指して、児童に関する事業所・団体のネットワークを構築し、市内の児童の事業所の9割程に参画いただいている。年4回定期的に集まり、研修、ガイドラインの作成、報酬改定の勉強会、防災に関する事、教育と福祉の連携、合同療育などを取り組んでいます。来年2月に向けて、八幡市内の通級指導の先生方との研修を企画して進めています。

さらには、地域生活支援協議会への参加や、児童発達支援センターを卒所された保護者の集いの場を実施しています。

鈴木委員長

委員の皆様、こちらについて何かご意見はござりますでしょうか。

矢田委員

近年、精神障がいに関する相談が増加しているとの報告がありましたが、精神障がい分野の研修をより充実させ知識の共有を進めていくことが保健所でも今後の重要な課題として挙げられているところです。山城北圏域としても、今年度は心理アセスメント研修、医療観察法研修、メンタルヘルス研修と専門性の高いテーマで研修を企画、開催しています。今後も魅力と価値のある研修を提供していきたいと思います。

相談支援事業を通じて、保護者を含む家族丸ごとの支援を実践されている現状をご紹介いただき、学びを深める貴重な機会となっております。

引きこもり状態の方が面談を重ねる中でグループホームへの入居に繋がった報告に

ついて、その過程での工夫や試行錯誤について、今後の支援にも生かせる学びがあるのではないかと感じました。引きこもりの方が入居に至った動機についても教えていただきたいです。

鈴木委員長

質問について、福井氏からお願いします。その方と最初にコンタクトを取った経緯についても教えてください。

福井氏

長期間引きこもられている方で、人が怖いという部分が一番ハードルが高く、いかに不安を与えないように支援するのかを支援員同士で話し合いました。家族の意向もあるが、選択肢の提示や強制ではなく自分で選べるように、スマールステップを積み重ねて信頼関係を築けるよう支援したことが、良い方向に進んだ好事例であると思います。動機については、自分自身でも、今の状況から抜け出したいと感じておられることがわかり、一歩を踏み出すことに繋がったと思います。

経緯については、親戚の方がインターネットで検索され、ホームページをご覧いただき、電話があったことがきっかけです。

鈴木委員長

ホームページで情報を発信することが大事であると思います。精神障がいの方について、相談に繋がる事例も増えていますが、繋がっていない事例も凄まじい数があるのでと思います。厚労省の統計データからも精神障がいの方の増加が見ておりますので、いかにアウトリーチしていくのかが大きな課題であると思います。

西川委員

土日祝日、夜間も電話対応されているお話がありましたが、保護者にとっては悩んだ結果ようやく相談の電話をかける時が、土日や夜間ということもあるので心強いと思います。途切れのない支援についてもありがとうございます。保護者同士の繋がりは就学してしまうと途端になくなり、そういう場合に、どこに、誰に相談したらよいのだろうと思います。支援学校では、保護者同士の情報交換サークルを作っていましたが、次第に少人数となり解散しました。Tomariからの報告にあった、マムサロンは登録人数が23名と多く、何か工夫されていることはあるのでしょうか。

河野氏

マムサロンについては、保護者が主体で取り組まれており、私たちはサポートをしている形です。支援学校、通級指導教室の保護者が多く、毎月10名前後の参加者があ

り、おうばく病院の医師にも月1回ご参加いただいています。

また、自治体によってはペアレントメンターという事業があり、保護者が保護者のサポートをするというもので、今後より活性化していかなければと思います。

鈴木委員長

保護者の集まりには、親の会など様々ありますが、高齢化であったり、取り組みをなかなか変えづらい、若い方が参加しづらいという話も聞きます。様々な事業所で、自主的な形での取り組みが生まれることが重要であると思います。

地域生活支援拠点についての報告は以上となりますので、福井氏、河野氏にはご退出いただきます。ありがとうございました。

5．各専門部会の報告について

鈴木委員長

次に八幡市障がい者地域生活支援協議会の各部会の活動報告を各部会からお願ひしたいと思います。

森田委員

就労支援部会では、今年度も障がい者就労事業所の合同フェアを開催しました。令和5年度から年1、2回開催しており、障がい者の就労や活動機会の提供、周知啓発を目的として、就労事業所が集まり開催しているものです。来場者へのアンケートでは、フェアを知ったきっかけ、聞きたいことが聞けたかどうか、通所する場合に求める条件やニーズ等を回答いただきました。回答では、工賃より事業所の雰囲気や働きやすさを求めている方が多いという結果となりました。次回の合同フェアは、令和8年2月に開催予定で、今後も継続したいと思います。周知については、SNSや市役所庁舎内の掲示はそれほど効果的ではなかったとの結果であったため、より多くの方に来場いただけるよう周知方法について検討していきたいと思います。

他の活動としては、企業見学を予定しています。過去にも実施したことがあります、障がい者雇用を積極的に行っている企業のことを支援員自身が知ることで、当事者の方の就労の機会確保に繋げることを目的として実施しています。就業・生活支援センターはぴねすから2社ご紹介いただき、12月2日と来年1月に企業見学を予定しています。

近岡委員

子ども支援部会は、今年度は現在までに3回開催しています。昨年度に引き続き、地域の子どもの支援において何が不足しているのかという視点から協議を進めております。その中で、発達が遅れているお子さんや障がいのあるお子さんを育てている保護者の方々が相談に繋がりにくく、地域の中で孤立しやすいという課題が見つかりました。その課題を受けて、今年度は12月6日に八幡市役所庁舎内にて、保護者交流として、ツナグ・ツナガルというイベントを開催することになりました。ツナグ・ツナガルというイベント名には、支援者と保護者、保護者同士が繋がり合う場を作りたいという思いが込められています。先輩保護者の講話、保護者同士が自由に気持ちを語り合える交流を中心に構成しており、現在27名の申し込みをいただいています。開催にあたり、八幡市教育委員会はじめ多くの機関、関係者にご協力いただき、地域全体で保護者を支える体制が少しずつ形成できているのではないかと思います。保護者の声や支援ニーズを整理しながら今後の子ども支援部会の活動に反映していきたいと考えています。

協議会の全体のテーマである福祉人材不足・確保については、直接的に進めていく難しさは感じておりますが、部会活動やイベントをすることにより、支援の現場に関わっている方がやりがいや楽しさを実感する場になると思います。支援者同士が繋がり保護者の声に触れることで、支援の意義の再確認やモチベーションの向上に繋がり、離職率の低下や人材確保へと繋がるような環境づくりを目指していきたいと思います。

森田委員

精神障がい者支援部会は、今年度は現在までに2回開催しています。今年度から新しく参加の委員が多くいます。多様化するニーズの中で具体的に八幡市ではどのようなニーズがあるのかということを協議しています。精神障がいと言いましても、精神障がいだけの方や、発達障がいがベースにある方では異なりますし、ニーズに関しても、コミュニケーション、生活、就労、医療、施設入居など様々あります。来年度に向けて、地域のためにどのような取り組みができるのか検討していきたいと考えています。

実際支援にあたる最前線の方といえば、民生委員や訪問ヘルパーがあると思いますが、関りによっては支援から遠ざかってしまうケースもあり得ると思います。支援者不足にも関わるところですが、例えば私たち専門職に従事する人たちが、精神障がいについての専門知識が少ない方たちに対して、支援についての助言をするなど、支援者が支援者を育てていくことや、当事者が当事者を支えていくという横の繋がりを強化する仕組みづくりも必要なのではないかと思います。

前年度、地域の医療機関との交流など研修会を行いましたが、医療機関との連携や研修会についても検討したいと思います。

亀山委員

相談支援部会は、今年度は現在までに 6 回開催しています。活動としては、八幡市の新規開設の事業所である、ワークラボ八幡、RE.lien(リリアン)、みらいサポートをお招きし、部会でプレゼンテーションをしていただきました。

医療機関との連携強化もテーマとして掲げており、11 月の部会において、宇治おうばく病院の地域連携室の方をお招きし、病院の概要、相談体制、ケアサポートなどの紹介をしていただきました。

困難事例等のケース共有については、精神障がいの方の相談が増えていること、家族関係の悪化、近隣住民とのトラブルについても話がありました。

支援者不足については、ガイドヘルパーを土日に利用したいとの希望が多いものの、ガイドヘルパーが不足しており対応できる事業所が少ないという話がありました。

倉田委員

くらし支援部会は、9 月 10 日に第 1 回目を開催しました。新しい委員が多いため、部会の役割について確認を行いました。くらし支援部会では、当事者団体の方に委員として参加いただいているため、当事者の方の意見を大切にしながら、意見を集約して全体会で報告することが重要であると考えています。

前年度までの取り組みである、ハザードマップの確認、避難所見学の実施などの振り返りや共有をしました。令和 5 年度からテーマとしている災害についても、今年度も取り組みを進めてまいります。八幡市の防災ハザードマップの改定が令和 9 年度に予定されているため、くらし支援部会から提案書を作成し、関係機関と意見調整をしながら反映させていきたいと考えています。

ガイドヘルパーが不足しているなどの情報共有を図ったり、社会参加活動としてイベントへの情報発信を積極的に行っていきたいと思っています。

鈴木委員長

報告ありがとうございました。今までの報告のなかで、ご意見やご質問はございましたでしょうか。

森田委員

精神障がい者支援部会では、家族会の取り組みについても議論を重ねています。家族会は、発足当初は意見交換や情報共有の場でしたが、参加者の高齢化や年数を重ねるうちに形骸化してきており、サロンのような場になっている現状があります。そのような集まりの場も意義があり必要であると思いますが、新しい形の家族会というも

のが今後は必要になるのではと思います。今の時代、母子家庭であったり、仕事が多忙であったり、集まるのが難しい方もおられると思いますので、ネット共有やSNSの活用など新しい形の家族会像も議論していかなければならないと思います。

鈴木委員長

具体的にネットを活用するというのは、保護者としていかがですか。

西川委員

私の場合は、支援学校でということになりますが、保護者同士の繋がりをなくしたくないため、PTAを続けています。コロナ禍で家族、仕事、放課後等デイサービスなどの体制が変化し、保護者同士が繋がることが薄くなってきており、PTAで働きかけを行ってあまり集まらない状況になっています。

ネットの活用ですが、結局のところ対面でも繋がらない場合は、ネットでもなかなか繋がらないのではと思います。

森田委員

ネットの話をしたきっかけは、以前に10年間引きこもられていた方へ支援をしたことがあります。長年相談に繋がらなかつた理由として、保護者から、私も人が怖いと話されたことがありました。保護者の方も発達障がいもしくは精神障がいの傾向があると見受けられ、保護者自身も人が怖いという中で、どのような窓口があればよかつたか尋ねたところ、ネットで相談できたり、目安箱のようなものがあればよかつたというお話をされていました。こういう事例もあり、対面しない繋がり方の模索も必要なではと思いました。

鈴木委員長

いろいろな事情で対面が難しい方がおられると思います。仕事や家庭の事情であったり、社会不安や対人恐怖症の方も多い中で、何か繋がる手段がないかということに関しては、当事者の方々はサイトを作ったり、ネットワーキングをされるのが上手なので、当事者からアイデアをいただくのも一つかと思います。どういう媒体を使っているのかなど、保護者や一般の方はわからないと思うので、事業所の方が率先して情報やノウハウを収集して、先ほどの報告でもあったように事業所が場を設定していくことがこれから必要になっていくのではないかと思います。

吉岡委員

作業所では、コロナ禍前までは保護者会がありましたが、なかなか若い方の参加がなく、参加者も高齢であったため、コロナ禍をきっかけに会う機会がなくなり解散に

なりました。保護者会があった頃は、事業所の職員との交流もあったので、なくなり寂しいと思っていましたが、先日事業所の方から保護者が集まる場の声かけがあり嬉しく思いました。親なきあとの将来のこととも考えていかないといけないが、そういう機会がないと、親同士が忌憚なく情報交換することも難しいと思います。

相談支援部会での新規開設の事業所紹介の報告は参考になりますので、続けていただきたいと思います。

鈴木委員長

入所施設や地域の事業所においても、保護者の方々が集まる機会は減っていますし、保護者と職員の交流についても昔は旅行に行ったという話も聞きましたが、今はそういうこともできなくてという話を聞きます。保護者の中にはそういう繋がりを求めておられる方もいらっしゃいますが、機会が減っている背景にはいろいろな事情があり、人手不足の影響なども関係しているのではと思います。どのようにして繋がる機会をつくりしていくのかについては、事業所だけでは限界がありますので、行政にもバックアップしてもらい、新しい方法を模索して、補助金を含めて事業化するなど公的な支援も検討しながら進める必要があるのではと思います

河野委員（スマイルゲート八幡）

放課後等デイサービスで管理者をしており、毎週のように保護者からモニタリングでお話を聞きますが、あまり繋がりを求めておられない感じています。保護者同士のコミュニケーションに関して、お母さんたちのグループを作りましょうかという話もするのですが嫌がられます。一番求めておられるのは情報だと思います。小学生のお子さんがいらっしゃる保護者であれば、支援級なのか通級なのか支援学校なのかなど、中学生や高校生になると進学や就職のお話をされます。今は高校の2年生くらいになると学校で進路の話があると聞いていますが、保護者の気持ちとしてはもっと早くに情報がほしいと思っておられます。他の地域の保護者が、ホームページは情報が見づらくわかりづらい、八幡市は情報がクローズ化されていると話されていました。相談支援員に聞きようやく事業所の情報がわかるなど、苦労されている保護者も多いため、保護者が置き去りにならないように本音を聞いてもらう必要があると思います。また、支援者が専門化しすぎてしまうと、保護者が壁を感じて話を聞きに行きづらいといったこともあると思います。今すぐできることとしては、私どもの事業所であれば、中学生や高校生の保護者に事業所の案内など情報提供ができればと思っています。

鈴木委員長

情報については、今の保護者のニーズは、10年前、20年前の状況とは異なっている

と思います。集まる機会をつくるとしても、どういうものを提供するのかを考える必要があると思います。ホームページの話もありましたが、ネットをどのように活用していくのか、それぞれの部会をまたがる話だとは思いますが、検討していただければと思います。

講師として医師を呼ぶなども大事ですけれども、ウェブの作り方などを教えてくれる人や、最近はコミュニティデザインを専門にする人も出てきているので、福祉業界とは異なる分野の人たちを呼んで話を聞いてみることも必要なではと思います。

皆様貴重なご意見ありがとうございました。

6. 令和6年度報酬改定の影響について

鈴木委員長

続きまして、令和6年度報酬改定の影響について、事務局からお願ひします。

事務局

令和6年度の報酬改定が行われてから約1年半が経ちました。事業所の経営が悪化した等の実情がある、又はそういった話を聞いている、逆に、こういったことが良くなつた等のお話を聞いている方がいらっしゃいましたら具体的な内容、また、その理由についてご教示いただければと思います。国への要望等の参考にさせて頂ければと思っております。

鈴木委員長

委員の皆様、こちらについて何かご意見はございますでしょうか。

近岡委員

就労継続支援A型事業所等に対して基準が厳格化されたことにより、A型からB型へ事業所運営を変えるところが増えていると感じています。理由としては、A型は最低賃金の保証があり雇用されて就労するところですが、これまで軽作業でも運営が成り立っていた事業所が、報酬改定によりスコア評価をして生産性が高い事業所を評価しますという基準に変わったことで、基準を満たせずB型に事業所運営を変えるところが増えます。なぜB型かというと、B型は工賃が上がると加算が高くなるため、工賃をあえて最低賃金に近い時給にすることで請求単価が上がりますし、B型なので最低賃金は保障しなくてもよく、生産性もそこまで求められないという構図になってきているのではと感じております。実際に担当している利用者からも、通所先の事業

所が A 型から B 型に変わるという話を数件聞きました。

加算に関しても、要件が複雑になり、基本単価が下がり加算方式でプラス α する構造になっているので、加算の要件を満たしているとしても、労力と加算単価を考えた時に、費用対効果が見合っていないと感じます。実際に全ての加算を算定できた場合は、報酬の合計としては改定前より上がると思いますが、従業員の人事費も増えているため、相対的には収益は減っているのではないかと思います。

鈴木委員長

報告ありがとうございました。今の報告のなかで、ご意見やご質問はございますでしょうか。

河野委員（スマイルゲート八幡）

児童発達支援管理責任者（児発管）になるための要件が厳しいと思います。昔はヘルパー2級を持っていれば、みなしで児発管になれたため経験やスキルがそれほどなくとも児発管として給与は上がっていくが、それ以外の児童指導員の給与はあまり変わっていないので、給与格差があり辞めていく指導員がいます。また、加算が複雑化するにあたりそれを算定するために専門職を配置するが、福祉職の方が給与が少なく辞めるという状況もあります。児発管の要件を緩和していただきたいと思っています。

サービスの支給量について、お子さんをできるだけ預けたいという方がいらっしゃるのが実情なので、給付費に関わることではありますが、一人当たりの支給量が増えればと思っています。利用が増えて収益が増えることで人件費に回すことができますので、厚労省の方で考えていただきつつ、収益が増えるようになると悪質な事業所も出てくると思うので、緩和と引き締めのバランスを取っていただければと思っています。

鈴木委員長

資格要件の問題と支給量の問題についてありがとうございました。

その他にご意見やご質問はございますでしょうか。

竹内委員

児童福祉法の改定により、児童発達支援センターが中核的な役割を示すこととなり、すべてっぷセンターでの取り組みの実施状況について報告いたします。

子ども家庭庁から4つの中核機能が示されております。1つめが、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援となります。すべてっぷには診療所がありますので、診療と児童発達支援と放課後等デイサービスの実施をしております。2つめが、地域

障がい児支援事業に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能となります。昨年度は、セラピストである OT、PT、ST の派遣や、オンラインで支援者向けの学習会を実施しました。3つめが、地域のインクルージョン推進の中核機能となります。保育所等訪問支援で、幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校に行きました。小児科医による小学校での講義、公認心理師による幼稚園、保育園、こども園での学習会を実施しました。市町村や関係機関との協議会等への参加もしております。4つめが、地域の発達支援に関する入口としての相談機能となります。相談事業所で年間483件の相談を受け、センターの利用はないが困りごとがある方への一般相談を実施しました。

令和7年4月から大きく体制を変えました。中核的役割として、これまで以上に幅広く、京都府南部地域の事業所、行政、学校と連携を図っていくために、相談支援・連携課を新設し半年が経過しました。相談支援・連携課は4つの中核機能に基づいて進めており、これまでに56ヶ所ほど訪問しました。現在、京都府南部地域の課題についてまとめている段階ですので、まとまり次第、皆様と一緒に考えていきたいと思っておりますが、大きく4つの課題がわかりましたので共有いたします。1つめが、教育現場では要支援児童が増えており、発達障がい児対応の教員への支援とスキルアップ、人材育成が課題であることです。教育委員会と連携した就学児童への支援体制づくりが必要であると考えています。2つめが、未就学児は増加しているが、一定のフォローの中での支援はできているので、あとは、専門的な視点での見立てと支援が必要であることです。行政、保健所、幼稚園等の適切な療育を提供できる体制づくりと一緒に考えていきたいと思います。3つめが、圏域には発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が多くあるが、支援内容にばらつきがあり、セラピストが配置されているところが少ないため、質が均等ではないという課題があることです。民間事業所を含めた地域全体の適切な発達支援の提供体制づくりと一緒に考えていきたいと思います。4つめが、初診待機が長いことについて多くの意見が挙がっており、待機解消に向けての体制整備が課題のことです。これは京都府も含めて考える必要があり、次年度から動いていきたいと思っております。現状は待機期間が、小児科だと6ヶ月あるが、それが3ヶ月になるように、3年後や5年後には1ヶ月程になることを目指して取り組んでいきたいと考えています。

鈴木委員長

中核機能の強化と様々な課題についてありがとうございました。

今回あった意見等について、八幡市としてはどこかに報告などされるのでしょうか。

事務局

市から国へ要望する機会もありますし、他にも様々なところから国へ要望する機会がありますので、いただいたご意見を参考に要望等を作りたいと思っております。また、協議会後でもご意見などがありましたら、事務局までお声かけいただければと思います。

鈴木委員長

国の責務なのか、府としてできることなのか、いろいろ仕分けして考える必要があると思いますが、ぜひ様々なご要望をいただければと思います。

6. 支援者不足について

鈴木委員長

続きまして、支援者不足について事務局からお願いします。

事務局

昨年度より、障がいのある方への支援者不足について様々なご意見をいただき、令和7年度第1回の全体会では、福祉人材の確保や魅力を伝えること等を全体のテーマとして、各専門部会において協議を進めていただくことをお伝えさせていただきました。先ほどの各部会の報告の通り、それぞれの立場から様々な取り組み、協議をしていただきありがとうございます。

先日、各部会長が参加する運営調整会議を行い、その場でも改めて、協議会として地域の方に発信したり交流する場を設けることができないかとの話があがりました。具体的には、やはり地域と関わって動いてくださっているのは民生委員なので、民生委員に障がいに対する理解等を広める活動をするはどうか、また、実習の場の提供や実習生の受け入れを積極的に進めていく等の話が出ました。さらに、数年前にボランティア協議会の方と福祉施設の職員の交流会が大規模な形であり反響がよかつたという話も出ておりまして、各専門部会や地域生活支援協議会全体で何かできることがないか、改めてご意見をいただければと思います。

鈴木委員長

委員の皆様、こちらについて何かご意見はございますでしょうか。

森田委員

当センターでは、大学生の実習の受け入れ、民生委員やヘルパーへの啓発活動を行っていますが、他に活動として障がいのある方がお持ちの情報の発信を行った事例が

あります。例えば、当事者の方は地域の病院のこと地域のスーパーのことなど実生活に即した役立つ情報、ローカルな情報をお持ちなので、当事者同士の横の繋がりを大事にしたいという思いから新聞づくりを提案しました。作成をサポートし、実際に作成した新聞を、その方が日頃通われている事業所で利用者に配っておらました。これまで支援される側であった方が、今度は自分が支援する側に回るような機会ができたことで、その方も元気になられたという事例になりました。このように横の繋がりを強化していくことで、当事者を当事者のままにしない、支援者に育てていくという取り組みも支援者不足の一端として必要なものではと思います。

次に働き方についてですが、精神障がいのある方で、障がいを抱えながらアルバイトを続けておられましたが、130万円の年収の壁や、週20時間を超えると雇用保険に加入しないといけないとなった時に経済的な事情もあり、逆に働く日数が減る状況になってしまいました。働きたい熱意があるのに働けないという場合もあり、支援者不足に拍車をかける側面があると思います。

鈴木委員長

ピアサポートとしての支援者の養成と、働き方についてありがとうございました。
その他にご意見はございますでしょうか。

近岡委員

八幡支援学校には福祉総合科があり、介護職員初任者研修を修了できるというカリキュラムになります。学校での進路相談に参加させていただく中で、生徒は介護の仕事に就きたいとの思いでこの科で学んでいるが、最終的に介護以外の仕事や、介護でも高齢介護に進む方が多いと思っています。

今年3月に卒業された生徒のケースですが、一旦は高齢介護に進んだがうまく行かず辞めるかもしれないという話を聞いたため、その方にお声かけし、ディアレストでのハロウィンイベントの手伝いに来てもらったことがありました。目標にしている介護職に少しでも近づくための選択肢が、現状はほぼ高齢介護の一択になっています。高校の実習において、就職には繋がらなくても、障がいの生活介護事業所などに実習に行ってみて、経験をすることもよいのではと思います。受け入れをする事業所職員側も、利用者とは違う目線で実習生の障がい特性や理解について知ることができますし、八幡支援学校の生徒なので、地域の中で雇用に還元していくことができると支援者不足の解消にも繋がるのではないかと思います。

鈴木委員長

八幡支援学校と障がいの事業所がある程度の連携をすればできる話ではあると思いますが、どうして今まで高齢介護が多かったのでしょうか。

近岡委員

そもそも候補としてないのか、あるいは障がい者が障がい者を支援するという先入観で家族が嫌がる場合もあるのではと思います。しかし、実際話をしてみるとそういうことはなくて、今回のケースも、結果的に障がい者雇用を促進している障がいの施設で雇用が決まられたケースになります。

鈴木委員長

障がいの事業所で障がい者雇用の理解があまり広がっていなかったというのは、意外な盲点ではあるので、障がいのある当事者が、先ほどのピアサポートの話もそうですけれども、お給料をもらって支援者として仕事をするということは全国的には行われていますし、むしろ国はピアサポート的な考え方を推進している方向でもあるので、ぜひそういう可能性を八幡市の方でも考えてもらいたいと思います。

その他にご意見はございますでしょうか。ボランティアという観点からはいかがでしょうか。

河野委員（八幡市ボランティア連絡協議会）

現在ボランティアをされている方々も高齢化しており、若い人が入ってこないという課題はどこも共通ですが、なかなか良い解決策がない状況です。

鈴木委員長

どこもそうですね。私も京都市のボランティア協会で関わっているのですが、高齢の方がしてくださっている状況で、若い人が来ないと嘆いておられます。学生に聞くと、ボランティアをやりたいという人はあまりおらず、学生自身も経済的なこともあって働くのであればお金をもらいたいというのがあるので、無償ではできないという時代なっているのではと思います。ですので、やはり有償化が必要になってくるとは思いますが、どのようにして予算を確保するのかという問題もあります。

先ほどの報告でもありました、ガイドヘルパーが不足している話はどこでも耳にします。昔は学生でもガイドヘルパーやボランティアをする人も多かったのですが、今はしなくなってしまっているので、どのような背景があるのでしょうか。

亀山委員

背景まではわからないが、ガイドヘルパーの資格は取るけれども、実際にガイドヘルパーをされる方が少ないという話は聞いております。

鈴木委員長

報酬もあるのではと思います。例えば、京都市の場合、重度訪問介護のヘルパー事業所が結構ありますし、大学の私の授業でアルバイトを紹介してもらうということをしているのですが、ヘルパーの報酬は学生たちのアルバイト代よりもはるかに高く、そこに惹かれて、障がいのことはよくわからないけれどしてみたいという学生も多くいます。報酬は基準が決まっているので、そこにプラスαで自治体で何かできるのかということも考えていかないと人材不足は解消できないように思います。

近岡委員

ガイドヘルパーに関しては市の事業になるので、資格要件的なことも影響しているのではと思っております。例えば、児童のガイドヘルパーの現在の資格要件は、介護福祉士、ヘルパー2級、看護師があれば知的障がいの児童の支援ができるとされているが、児童として捉えると保育士でもよいのではと思います。介護福祉士が児童のガイドヘルパーというのが、そもそも専門分野が違うのではないかと思います。また、全身性障がいのガイドヘルパーの場合は、重度訪問介護の研修やガイドヘルパー養成講座が前提になるが、研修や講座の開催が少ない状況です。何かしらの研修を受けることで介護福祉士や看護師でも支援ができるようになると思うので、要件の緩和があればもう少しニーズに対して提供ができるのではないかと思います。

鈴木委員長

資格所持者は結構いらっしゃいますので、その人たちが就くことができる職業の可能性を広げるということも大事であると思います。

森田委員

当センターでガイドヘルパー養成講座を開催したときは20名程が受講されました
が、養成講座の広報や周知が弱いのではと思っています。また、実際にヘルパー登録
をされるかというと別の話になりますので、受講者に関係事業所のパンフレットを案
内するなどしています。事業所によってヘルパーが得られる報酬に差がある状況で、
やはり報酬が良いところに興味を示されるという印象があります。

他には、ガイドヘルプのニーズとの不一致もあるのではと思います。例えば、療育
の方の場合、通所先の慣れている支援員であれば安心して移動できる、土日もその支
援員に付いてきてほしいという要望は多いです。そういう理由で利用に繋がらないこ
ともあり、どこに養成講座の周知をしていくのかも考える必要があると思います。そ
れを踏まえて令和6年度は就労のB型事業所に声かけさせていただきました。今後は
生活介護事業所にも周知していく、支援者数を増やしていかなければと思っています。

鈴木委員長

誰でもいいという訳ではないですが、慣れた支援者だけに限定してしまうと結果的に世界が広がらないという問題もあると思います。重度訪問介護では行われていますが、慣れた支援者と新しい支援者で一緒に同行するなどの引き継ぎの方法もありますし、同行した分の補填を行政に協力してもらうなど、支援者を広げていくことも重要なと思います。

皆様貴重なご意見ありがとうございました。

7. 連絡事項・その他

鈴木委員長

その他に連絡事項等はございませんか。

それではこれで本日予定していた議事は終わります。委員の皆様のご協力に感謝いたします。

事務局

今後のスケジュールに関して、次回の全体会の開催は、現在のところ2月26日木曜日の1時半からの開催を予定しております。次回のご参加もどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。